

令和2年2月 和水町農業委員会 総会 会議録

- 1 開催日時 令和2年2月10日(月) 午後2時00分から午後3時15分
- 2 開催場所 菊水口マン館 2階 和室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。(8名)
会 長 1番 荒木 政士
会長代理 2番 甲斐 正晴
委 員 3番 平山 正光 5番 有働 憲一
6番 石原 由紀 7番 内田 耕臣 8番 金栗 孝義
10番 亀崎世志矢 11番 上妻美津子
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。(3名)
3番 平山 正光 4番 本山 圭司 9番 池田 好博
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(15名)
菊水中央区域 猪口 琢真
菊水南区域 上田 憲一 前淵慎一郎
菊水東区域 川原 京一 庄山 慶司
菊水西区域 坂本 正則 福永 泰信
緑区域 上妻 芳樹 牛島 繁 竹下 周三
神尾区域 渡辺 秀敏 古閑原秀春 中畑 昇
春富区域 三串 直人 柿原 学
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。(2名)
石原 武則 渡辺 陽三
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について
6 報 告
7 そ の 他
8 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(2名)
事務局長 松尾 修(兼庶務係長)
参 事 西川 佳孝
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要
事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和2年2月 和水町農業委員会総会を開会します。

—— 資料の確認 ——

総会資料の表紙を、お開きください。
総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳ってあります。
本日は、11名中8名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

—— 会長挨拶 ——

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。
それでは、議事に移らせていただきます。
和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳ってありますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。
まず、「議事録署名委員の指名」を行います。
和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
8番 金栗委員 と 10番 亀崎委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。
この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。
農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

—— 事務局が、申請番号 47 について説明 ——

申請番号 47 農業者年金にかかる**使用貸借権再設定**
農業者年金に係る使用貸借権の再設定になります。

申請番号 48 売買

申請地は、菊水南小学校から南西へ 1.4 kmほどのところにある畑で、現地は野菜を栽培してありました。

申請番号 49 農業者年金にかかる**使用貸借権再設定**
農業者年金に係る使用貸借権の再設定になります。

申請番号 50 贈与

申請地は、三加和鉱山から北へ 600mほどのところにある畑で、現地はブドウ、柿が作付けしてありました。

申請番号 51 売買

申請地は、中和仁の鬼丸橋から北西へ 300mほどのところにある畑で、現地はキウイ畑です。

これらの案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。
申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。
申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。
農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。
取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われれます。

事務局 松尾

補足させていただきます。
申請番号 47 については耕作者を次男から長男にしたいとのことで、処分農地の縛りを解くために再設定したものです。
申請番号 49 については転用されたい農地があるため、その前に再設定を行い処分農地の縛りを解くためのものです。

以上です。よろしくお願ひします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願ひします。

議長 荒木

農業者年金の使用貸借は、親が亡くなるまで続くことになるということですか？

事務局 松尾

—— 経営移譲年金、再設定の手続き等について説明 ——

手続きの回数を少なくするために、期間を長く設定する方が多くいらっしゃいます。農業委員の皆様にも、農業者年金に関する相談があるかと思いますが、勝手に転用したり、売買したりすると年金が少なくなったり、場合によっては返還が必要なことになる可能性もありますので、相談を受けられましたら、事務局までおつなぎいただくと助かります。よろしくお願いいたします。

議長 荒木

他に質問はありませんか？

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第1号については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号 28 について説明 ——

申請番号28 建売住宅

申請添付書類については、別紙の「転用資料」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲受人は、不動産売買及び建築業を営んでおり、建売住宅を建築する計画です。給水は申請地北側に通っている上水道を引込み、汚水・生活雑排水は申請地北側の下水道へ放流します。雨水は自然浸透の他、地下浸透升を用いて敷地内にて処理する計画です。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年8月31日までに完了予定です。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、東側の宅地以外は農地ですが、平屋建てであるため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 荒木

続いて、議案第2号 申請番号28について、猪口推進委員の報告をお願いします。

猪口推進委員

申請番号28について、猪口 が報告します。
2月3日に、私と事務局で現地確認を行いました。

申請地は、菊水中央小学校から東へ200mほど進んだところにある江田地区の畑で、保全管理してありました。

平屋建てであるため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われま

審議方、よろしくお願

議長 荒木

ありがとうございました。

続いて申請番号 29 について 事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

申請番号29 個人住宅

——— **事務局が、申請番号 29 について説明** ———

申請添付書類については、別紙の「転用資料」で、確認をお願いします。

——— **管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明** ———

譲受人は、実家である山鹿市に住所を置いておりますが、植木町のアパートで生活をしてい

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されま

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「**残高証明書**」及び「**融資証明書**」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、**令和2年8月31日**までに完了予定で

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われま

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、申請地の周囲に農地はありますが、平屋建てであるため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われま

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われま

以上です。よろしくお願

議長 荒木

続いて、議案第3号 申請番号29について、**甲斐 会長代理**の報告をお願いします。

甲斐会長代理

申請番号29について、**甲斐**が報告しま

2月4日に、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、ふれあい会館から南へ150mほどのところにある原口地区の畑で、保全管理してありま

申請地の周囲に農地はありますが、平屋建てであるため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと考えま

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われま

審議方、よろしくお願

議長 荒木

ありがとうございました。
続いて申請番号 30 について 事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号 30 について説明 ——

申請番号 30 太陽光発電施設

申請添付書類については、別紙の「転用資料」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

申請番号 30 太陽光発電設備

譲受人は、高野に本店があり、ガソリンスタンドの経営の他、太陽光発電事業も行っている株式会社で、今回、太陽光発電設備用地として転用されます。

太陽光発電設備のため、給排水は発生しません。雨水は従来どおり自然浸透を基本とされますが、オーバーフロー分については南側の排水路に放流する計画です。万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるということです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「**第2種農地**」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「**残高証明書**」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、**令和2年12月31日**までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、太陽光発電設備のため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上です。よろしくをお願いします。

議長 荒木

続いて、申請番号 30 について、**川原 推進委員** の報告をお願いします。

川原推進委員

申請番号 30 について、川原 が報告します。

2月4日に、有働委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、菊水東小学校から北西へ 1.0 kmほど進んだところにある畑で、保全管理してありました。北側には譲受人の太陽光発電設備用地の雑種地 11,068 m²が隣接しています。

南側と東側には農地がありますが、太陽光発電設備の設置のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

審議方、よろしくをお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号 につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第2号 について、原案のとおり決定することに賛成の**農業委員**は、挙手を

お願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第2号 は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。

今回、申請番号217は、上妻美津子委員が関与される案件です。
また、申請番号218・221・222は金栗委員が関与される案件です。

議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。

各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。
「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。
借人・貸人の敬称は、略します。

—— 事務局が、申請番号 211～216・219～220・223～228 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくをお願いします

議長 荒木

ただ今、事務局から説明がありました。
議案第3号の申請番号 211～216・219～220・223～228 について、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第3号 申請番号 211～216・219～220・223～228 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第3号 申請番号 211～216・219～220・223～228 については、原案のとおり決定しました。

次に、申請番号217 について、審議します。
上妻美津子委員の退室をお願いします。

—— 上妻美津子委員 退室 ——

事務局 西川

それでは、事務局の説明をお願いします。

—— 事務局が、申請番号217 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農

業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願ひします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号217 について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
申請番号217 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
申請番号217 については、原案のとおり決定しました。
上妻美津子委員 の入室を、お願いします。

—— 上妻美津子 委員、入室 ——

議長 荒木

次に、申請番号218・221・222 について、審議します。
金栗委員の退室をお願いします。

—— 金栗委員 退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号218・221・222 について説明 ——

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願ひします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号218・221・222 について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
申請番号218・221・222 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
申請番号218・221・222 については、原案のとおり決定しました。
金栗委員 の入室を、お願いします。

—— 金栗 委員、入室 ——

議長 荒木

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

9ページを、ご覧ください。

報告第1号「解約」が、7件です。

報告第2号「農地改良届」が、1件です。

報告第3号「農地法第3条許可申請」の取下げが1件です。

13ページには議案総括表を掲載しています。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。これもちまして、令和2年2月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署名委員 8番 _____

署名委員 10番 _____

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 10頁